

日高町運動指導業務
委託に係る募集要項

令和6年6月

日 高 町

1. 日高町とねっこ館運動指導業委託に係る事業者の募集

日高町立健康増進センター門別とねっこ館は、健康の保持増進と余暇活動の充実を図ることを目的とする施設であり、町民の健康と生きがいつくりの活動拠点として平成16年に開設しました。

今後も施設の機能を活用し、町民の高齢化が進んでもなお、健康を維持できるよう効果的に運動指導事業を展開していただける事業者を募集いたします。

2. 施設概要

日高町立健康増進センター門別とねっこ館は町民の健康と生きがいつくりの活動拠点として建設され、運動指導業務委託として歩行プール、フロアを利用したレッスンや個別運動支援を行い、年間約10,000人の利用者があるが、人口の減少と高齢化により、利用者数が減少していることが課題である。

平成20年から特定健診・特定保健指導が実施され、健診結果をもとに生活習慣病予防のため、個別運動プログラムには栄養士・保健師との連携を図っている。

(1) 運動指導室

コードレスバイク7台 ランニングマシーン4台

クロストレーナー1台

筋力強化機器6台

(2) 歩行浴プール 15.0m×7.0m 深さ1.1m

3. 業務内容及び履行期間等

別紙「日高町運動指導事業実施仕様書」による。

ただし、契約時における実施仕様書は、最適な委託契約の相手方として特定した者の企画提案の内容に応じて、協議のうえ変更することがある。

4. 積算上限額及び支払条件

(1) 積算上限額

36,432千円（消費税等相当額を含む）

(2) 支払い条件

前払い金 なし

(3) 契約形態

最適な委託契約の相手方を特定した後、正式に見積書を徴収し、随意契約を締結する予定。

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 日高町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成18年3月1日施行）第2の1の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税または町の使用料等を滞納していないものであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 北海道内に本店、支店または営業所のいずれかを有すること。

6. 手続き等

(1) 担当部局

〒059-2192

北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1

日高町役場 子育て健康課 健康増進グループ

電話 01456-2-6571

FAX 01456-2-5615

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

公示日から令和6年7月22日（月）

平日 午前8時30分～午後5時15分

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所にて交付（土・日を除く）または日高町ホームページから入手。

エ 交付関係書類

募集要項、仕様書、申請に係る（別記様式第1、2、3号）様式

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年7月11日（木）から7月22日（月）午後5時15分必着

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）原則差し替えは認めない。

7. 企画提案書に記載すべき事項

参加申込書（別記様式第1号）と次の事項をA4版の企画（様式自由）で整理し、正本1部、副本7部を提出してください。

- (1) 会社概要
- (2) 事業受託実績（受託実績・指導実績・受託業務分析等）
- (3) 法令等に基づく許認可概要（特になければ提出しなくてもよい）
- (4) 業務企画書（目的・目標・教室の内容等具体的企画提案・将来展望等）
- (5) スタッフ陣容等
- (6) 参考見積書（任意様式）
- (7) その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

8. 企画提案書の審査

- (1) 第1次審査（書類審査）

令和6年7月23日（火）～7月24日（水）

審査結果を7月26日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 第2次審査（プロポーザル方式）

令和6年8月1日（木）～8月22日（木）のうちの1日間を予定。

- (3) 第2次審査における企画提案要領

- ア 提案者（出席者）は3名以内とする。
- イ 提案者は提案書をもとに説明する。
- ウ パワーポイント・DVD等必要な場合は事前に事務局に連絡する。
- エ 所要時間は1社30分程度とする。

- (4) 審査手順

- ア 審査会の審査委員が、企画提案者ごとに各評価項目について採点する。
- イ 審査委員の合計得点をもとに順位づけし、各委員の1位が多い企画提案をした者を最適な委託契約の相手方として特定する。
- ウ 前記の最適な委託契約の相手方が複数ある場合は、委員長の決するところによる。

- (5) 評価項目

- ア 会社概要の実績
- イ 事業受託実績～指導実績、受託業務の的確性、地域への発展性
- ウ 企画提案～目標の的確性、指導（プログラム）内容、計画性
- エ スタッフ陣容～資格、資質、指導力、意欲、熱意
- オ その他～参考見積価格

9. 審査結果の通知

書面にて可否を通知する。

10. その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及び審査会で実施するプロポーザルに係る費用は当該提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画書は当該提案者に無断で二次的な使用はしない。
- (3) 特定されなかった企画書について返却を希望する場合は事務局に申し出るものとする。
- (4) 特定された企画提案書の提案者は企画競争実施の結果、最適な委託契約の相手方として特定したものであり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (5) 契約締結後、ホームページにおいて次の事項を公表する。
 - ア 業務の名称
 - イ 業務期間
 - ウ 契約締結日
 - エ 契約金額
 - オ 契約相手の住所及び氏名
 - カ 契約の相手方と決定した理由
 - キ その他必要な事項